

中小企業等経営強化法（旧：生産性向上特別措置法）による 先端設備等に係る固定資産税の特例の拡充・延長について

令和2年4月30日、地方税法等の一部改正の施行に伴い、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から適用対象を拡充・延長します。

また、令和3年6月16日付で生産性向上特別措置法が廃止され、先端設備等導入制度は中小企業等経営強化法に移管されました。これに伴い、適用期間が2年延長され、令和5年3月31日までとなりました。

1 拡充・延長の内容

国立市から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき新規取得した固定資産について、現行の特例措置の対象に加え、事業用家屋、構築物が追加となりました。なお、都市計画税への適用はありません。

・ 拡充資産

現行の対象資産	拡充後の対象資産
機械・装置、工具・器具・備品、 建物附属設備	機械・装置、工具・器具・備品、 建物附属設備、 <u>事業用家屋、構築物</u>

・ 拡充資産の適用要件

対象資産	要件
事業用家屋	○取得価額が120万円以上であること ○商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること ○取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等を稼働させるために取得されたものであること
構築物	○取得価額が120万円以上であること ○商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること ○販売開始日が14年以内であること ○生産性向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均1%以上向上しているものであること

※ 中小企業等経営強化法や先端設備導入計画については、まちの振興課商工観光係までお問い合わせください。

2 事業用家屋及び構築物に係る適用期間

令和2年4月30日から令和5年3月31日までに取得した資産が特例対象となります。

3 特例内容

対象の資産に新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3年度分、当該資産に係る固定資産税の課税標準額がゼロになります。

4 提出書類

○中小事業者等が申告する場合

- ・固定資産税・都市計画税の課税標準の特例に係る届出書
- ・先端設備等導入計画に係る申請書（写し）
- ・先端設備等導入計画に係る認定書（写し）
- ・工業会等による生産性向上に係る要件を満たすことの証明書

○リース会社が申告する場合

上記4点に加え、

- ・リース契約書（写し）
- ・公益財団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書（写し）

○申告資産に事業用家屋が含まれる場合

上記に加え

- ・建築確認済証（新築家屋であることを確認）
 - ・建物の見取り図（先端設備の設置がわかる書類）
 - ・先端設備購入契約書等（設置する先端設備の取得価格の合計が300万円以上であることがわかる書類）
 - ・事業用家屋が併用住宅の場合は、事業専用割合がわかる書類（青色申告決算書等）
- ※申告資産に事業用家屋が含まれる場合は、家屋が盛り込まれた先端設備導入計画案

5 申告期限

資産を取得した翌年の1月末日までに、申告してください。

6 申告先

固定資産税償却資産申告書と合わせ、固定資産税係まで申告してください。